

平成26年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン(鉛筆は不可)またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。



## 【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

### 第1問

次の各問いに答えなさい。括弧内に字数の指定があるものはその字数で記載すること（各4点×10問）。

- (1) 大規模な団体でも法人格を取得していないものが多数存在するが、判例によれば、団体としての組織を備え、そこに多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法・総会の運営・財産の管理その他団体としての主要な点が確定している人の集合体を何というか。
- (2) たとえば、冗談のように、表意者が真意でないことを知りながら意思表示をすることを何というか（漢字4文字）。
- (3) 樹木の皮を削って墨書するなど、立木について慣行で認められている公示方法を何というか。
- (4) 債務者が債務の担保として財産権を債権者に譲渡することを何というか。
- (5) 損害賠償の範囲については、近時、保護範囲説が通説化しているが、これに対して、従来の通説・判例の立場を何というか。その学説名を書きなさい。
- (6) 組合の財産については、各組合員は単独でその持分を処分する自由を有せず、また、清算前にその分割を請求することもできない。こうした民法上の組合にみられる共同所有形態を何というか。
- (7) 契約に基づく給付によって、契約外の第三者が利得した場合に、第三者に対する不当利得返還請求をすることができるかが問題となる所、現在の判例（最判平成7年9月19日民集49巻8号2805頁）は、以前のブルドーザー事件の判決（最判昭和45年7月16日民集24巻7号909頁）とは異なり、第三者が法律上の原因なく利得したといえるのは、契約を全体としてみて、第三者が「対価関係なしに利益を受けた場合に限られる」とする立場（限定承認説）を採っているが、こうした不当利得返還請求権のことを何というか。
- (8) 被害者本人（子）に事理弁識能力がない場合でも、監督すべき立場にある者（親）など「被害者と身分上ないし生活関係上一体性をなすとみられるような関係」にある者に落ち度（不注意）があれば、それを考慮して、賠償額を減額することができることとされているが、

過失相殺に関するこうした理論を何というか。

(9) 父が認知した子が、その父母の婚姻によって嫡出子の身分を取得することを何というか。

(10) 共同相続人のうち、被相続人から、遺贈を受けたり、又は生前に、婚姻や養子縁組のため、あるいは生計の資本として贈与を受けるなど、財産上の利益を受けた者を何というか。

## 第2問

次の問題について、簡潔に解答しなさい(両問とも解答用紙各10行以内で記入すること)

(1) 売買の目的物に欠陥がある場合、売主はどのような責任を負うか。その結論を従来の通説である法定責任説の立場で、適用条文を示しつつ説明しなさい。

[配点20点]

(2) 不動産賃借権の物権化とは何か。その具体的内容につき説明しなさい。

[配点20点]

## 第3問(40点)

Aが所有する甲土地に近くの広い空き地に、大型商業コンプレックスの建設が計画され、それが実現すれば甲土地は大幅に値上がりすることが予想されたが、Aはそのことを知らなかった。その建設計画が発表される前にその情報をいち早く得たBは、土地の転売で一儲けしようと考え、Aが人のいうことをすぐに信じる性格であることをかねてから知っていたので、Aに対して、その空き地には有害物質を排出するおそれのある産業廃棄物処理場が建設されることになったと偽り、「土地が値下がりする前に、いまのうちに売却したほうがいいが、すぐには売れないだろうから、不動産業者にもいろんなツテがある自分が転売するので、まずは自分に売却してくれればいい。」といて、Aとの間で、甲土地につき、時価よりも安い値段で売買契約を締結し、AからBへの移転登記もされた。ほどなく、Bは、同土地をCに売却し、Cに引き渡された。その代金は3回の分割払いとされ、契約締結時に3分の1、その3か月後に3分の1、6か月後までに残額を支払うものとし、代金が完済されたときにCへの移転登記をするものとされ、契約締結時に3分の1が支払われた(なお、契約書には所有権移転の時期についての条項は置かれていない)。

CからBへの2回目の分割金を支払う期限が到来する少し前に、AはBにだまされたことに気づき、直ちにこのA・B間の売買契約を取り消し、甲土地の返還を求める旨の内容証明郵便をBに送付し、Bはこれを受領した。この段階ではAは、Bが甲土地をCに転売したことを知らず、Cの存在も知らなかったが、後にそのことを知った

この場合において、次の問いに答えなさい(各問いは独立しているものとする)。

(1) Aは、Cに対して甲土地の返還を求めることができるか。判例の考え方及びその結論を示した上で、あなたの見解を述べなさい。

[配点30点]

(2) Aは、上記内容証明郵便送付後に、この紛争をA B共通の友人であるDに相談し、DがBとC双方から話を聞くなどしていたところ、甲土地にこうしたトラブルがあるとは思いませんでした。Cは、甲土地を買ったことを後悔し、このトラブルから抜け出したいという思いで、Dに対して、「自分が買ったよりも安い価格でいいから、この土地をあなたが買って欲しくないか。」という旨を述べ、Dは、これを了承し、Cとの間で甲土地の売買契約を締結した。そして、Dは、Bとの間での残代金の支払についての交渉・調整をし、Cから甲土地の移転登記も引渡しも受けた。Aは、Dに対して、土地の返還を求めることができるか。

[配点10点]